

令和2年12月11日
在デンマーク日本国大使館

デンマーク外務省の渡航勧告の改訂（12月12日から）
（新型コロナウイルス関連情報）

1 デンマーク外務省の渡航勧告の改訂

12月11日、デンマーク外務省は EU、シェンゲン協定加盟国及び英国を対象とする渡航勧告を改訂したところ、概要は以下のとおりです。なお、日本は引き続き「開放国」のままとなり、日本の居住者がデンマークへ入国する際の制限は設けられていません。

（1）渡航勧告の変更点（EU、シェンゲン協定加盟国及び英国が対象）

閉鎖国から開放国に変更された国：なし

開放国から閉鎖国に変更された国：バチカン

開放国内の高リスク地域：なし

閉鎖国内の低リスク地域：ノルウェー（Agder）

なお、ノルウェーは12月12日から国境地域（としての特別規則が適用される国）とは見なされなくなることです。

（2）デンマークへの入国

北欧メカニズムならびに特別な規則が適用されるデンマークとの国境地域（ドイツ・スウェーデンの一部）を除き、全てのEU・シェンゲン加盟国及び英国の居住者がデンマークへ入国する際には、引き続き承認に値する入国目的が必要となります。

また、「高リスク国」と見なされる国の居住者がデンマーク入国する際は、承認に値する目的に加えて、入国時刻の前72時間以内に受けたCOVID-19検査の陰性結果の提示が必要となります。

なお、オレンジ色（不要な渡航の中止勧告）の国（下記リンク先参照）からの帰国者には、帰国後10日間の自己隔離が推奨され、デンマーク入国後4日目以降に受けた検査が陰性である場合、隔離を解除することが可能とされています。

※詳細は下記 HP でご確認ください。

（デンマーク外務省プレスリリース・デンマーク語）

<https://um.dk/da/nyheder-fra-udenrigsministeriet/newsdisplaypage/?newsID=069B7117-AB0A-4E4D-99C5-ABAF9081C84D>

承認に値する入国目的、検査要件「高リスク国」や「開放国（地域）」の定義などについては、下記デンマーク国家警察のホームページでご確認ください。

<https://coronasmitte.dk/rejser-ind-i-danmark/er-mit-land-len-aabent-eller-i-karantaene> (デンマーク語)

<https://coronasmitte.dk/en/entry-into-denmark> (英語)

2 感染者数

12月11日(金)14時発表のデンマーク本国の1日あたりの新規感染者数は3075名となり、1日あたりの治癒者数を上回る水準で推移しています。引き続き感染防止に十分ご注意ください。詳細は以下のとおりです。

(出典: デンマーク国立血清学研究所、フェロー諸島政府、グリーンランド自治政府の最新発表)

<https://covid19.ssi.dk/overvagningsdata>

感染者数 合計 104, 103名(前日比+3075)

死亡者数 合計 927名(前日比+9)

治癒者数 合計 77, 448名(前日比+1263)

デンマーク 103, 564名(前日比+3075) (死亡者927名、入院者361人、治癒者数76, 927名)

フェロー諸島 520名(前日比+1) (死亡者0名、治癒者数503名)

グリーンランド 19名(前日比+0) (死亡者0名、治癒者数18名)

<デンマークの入国制限>

○デンマークの現在の入国制限に関しては、デンマーク・コロナポータルサイト及び当館HP等でご確認ください。

(デンマーク・コロナポータルサイト: デンマーク語)

<https://coronasmitte.dk/>

(同: 英語)

<https://coronasmitte.dk/en>

(在デンマーク日本国大使館HP)

https://www.dk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/taizai-covid19.html#denmarku_2

○現在、日本外務省はデンマークに対して感染症危険情報「レベル3: 渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」を発出しています。また、デンマークから日本に帰国した場合は、帰国後の検疫や2週間の待機などが要請されますので、ご注意ください。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo_164.html#ad-image-0

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19

[qa_kanrenkigyoku_00001.html#Q1](#)

＜当館からのお願い＞

●現在、当館では感染症予防対策の一環として、領事待合室に1度に入室できる方の数を1組ごとに制限しております。係員が順番にご案内いたしますので、それまでロビーでお待ちいただく場合があります。

また、来館時にサーマルカメラにて、非接触型の検温を行っております。体温が著しく高いと認められた方には入館をご遠慮いただく場合がありますので、ご理解の上、ご協力をよろしくお願いいたします。

●在留届を提出されている方で、日本に帰国（一時帰国を除く）された方は、「帰国者全員の氏名、帰国日」をご記入の上、当館領事班 ryoji.han@ch.mofa.go.jp までメールでお知らせください。

詳しくは下記当館ホームページをご確認ください。

https://www.dk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/taizai-zairyu.html

●在留邦人の方でコロナウイルスへの感染が確認された方や隔離措置を受けた方、入院された方は当館までご連絡ください。

【連絡先】

在デンマーク日本国大使館領事部

電 話：3311-3344（閉館時はまず緊急電話対応業者につながります）

メールアドレス：ryoji.han@ch.mofa.go.jp

●在留届（3か月以上滞在される方）／「たびレジ」（3か月未満の渡航の方）

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

●スマートフォン用 海外安全アプリ

https://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html

◎「たびレジ」簡易登録された方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

◎在留届を提出されている方は、記載事項変更（転居等による住所変更・携帯電話番号や e-mail アドレスの変更等）、または帰国・転出等があればお知らせください。